

議第99号「熊本市基本構想及び熊本市基本計画の策定について」、賛成できない点を指摘し、反対討論を行います。

第1に、「基本構想・基本計画」は、市政運営の基本となる市の最上位計画で、最も重要な計画です。総合計画の基本的な部分である「基本構想」は、2011年5月の地方自治法改正までは、市町村が議会の議決を経て決める地方自治法で義務付けられていました。改正された地方自治法のもとでは、個々の市町村の判断で、議会の議決を経て策定することが可能となりました。現在、本市では、自治体の憲法ともいわれる自治基本条例を策定根拠として、総合的・計画的な市政を推進するために「基本構想・基本計画」を策定すると規定しています。さらに、「総合計画策定に関する訓令で、「基本構想と基本計画」が議会の議決事項であることを定めています。

このような「基本構想・基本計画」に係るこれまでの経緯や策定根拠・位置づけを踏まえるならば、地方自治法第1条の2に定められた地方自治体の基本「住民の福祉の増進を図ること」を、市政運営の基本である「基本構想・基本計画」に規定すべきですが、その文言は「総合計画」のどこにも見当たりません。

第2に、根拠法令である自治基本条例には、策定にあたって市民参画の続きを実施し、市民の意見を適切に反映させると明記されています。市民参画の手法は、市民参画・協働推進条例に定められたパブリックコメント・審議会等・アンケート・説明会・ワークショップなどありますが、作成された素案に対する市民説明会が開かれなかったために、素案のパブリックコメントにはわずか9人の意見でした。しかも、出された76件の意見のうち、修正や追記となったものは8件で寄せられた意見の10分の1です。これでは、到底74万市民の意見を反映したとは言い難いと思います。しかも、条例案が議会に提案されている今でも、総合計画策定に反映すべき市民アンケートの最終的な結果はまとまっておらず、パブリックコメントや市民アンケートの結果は、市民が情報として知りうるためのホームページに掲載されていません。この点でも、「自治基本条例」や「総合計画策定に関する訓令」に定

められた市民意見の反映等は、極めて不十分です。

自治体の最上位にある計画、その名の通り「総合計画」でありながら、策定の手続きが不十分であり、そのことは提案されている「基本構想・基本計画」の内容にも反映されているのではないのでしょうか。真に、市民の意見を反映してこそ、熊本市の最上位計画にふさわしいものになると思いますが、そうならない点が大きな問題です。そのことは、計画が議決された後、実施の段階に進む中でも、市民の願う市政へとすすんでいくのか、市政のあり方そのものに関わってくると思います。

第3に、市の最上位計画だからこそ、策定段階からの情報公開を行い、住民参加のオープンな議論を積み上げ、仕上げるべきです。「総合計画策定に関する訓令」に規定された「作成会議」や「検討会議」は内部の会議だから非公開とのことです。しかし、内部会議であろうと決定されていく内容は、個人情報でもなんでもなく、すべてはひとりひとりの市民に関わる公の仕事の内容です。非公開の会議では、深まった議論になっているのか、総合的な視点での検討が行われているのか、市民にとって希望ある内容になっているのか、きちんとしたデータをもとに議論されているかなど、見えなければ曖昧になります。情報の公開は修正する力になるとともに、公の会議や情報は、原則公開です。質疑でも指摘したように、情報公開条例第7条6項を理由に「率直な意見交換が行われなくなる」「検討段階の未成熟な議論をそのまま公開すれば、市民に誤解を与え、混乱を生じさせる」ということで、内部の検討や検討段階の情報は市民に提供しない、検討に市民の口を挟ませないというのは、自治基本条例に定められた「施策の立案段階からの市民参画」という自治運営の基本原則「情報共有の原則」「参画の原則」、いずれにも反するのではないのでしょうか。自治基本条例に策定根拠をおく計画でありながら、その基本原則に反するやり方は認められません。今一度、法令に目を通して、則った市政運営、計画策定に努められるようお願いしておきます。

第4に、「基本構想・基本計画」で構成される総合計画は、策定した当時の市長の姿勢や考えを反映した、その時々の特徴のあるものです。

今回の「基本構想」案では、「まちづくりの基本理念」と「めざすまちの姿」の順序が入れ替わり、これまでなかった「めざすまちの姿」にタイトル

として「上質な生活都市」が加わり、「本市の現状」と「まちづくりの重点的取組」「分野別施策の基本方針」が削除されています。一見、第7次計画と変わらないように見えますが、「上質な生活都市」が強調され、似て非なるものとなっています。最初に指摘したように、自治体の基本中の基本である「基本構想」に住民福祉の増進という視点がありません。

私が、議員になって初めての「総合計画」案は、2001年3月に策定された第5次総合計画でした。その計画・基本構想では、「まちづくりの基本理念」のタイトルが「まちの主役は私たち市民です」、「めざすまちの姿」のタイトルが「しあわせ実感、夢と活力の『生活都市』」でした。そして、施策の基本方針の第1が「一人一人が輝く人権尊重社会の構築」でした。まちづくりの重点的取組は3つ、①自立と共生の地域づくり、②人々が集う森の都づくり、③環境と調和した循環型社会づくり、です。第7次総合計画の「重点的取組」「分野別施策の基本方針」も、おおよそそれを引き継いだものでした。それを削除したことで、市民の視点・生活者の視点が基本構想から消えた形になりました。市長は、「上質な生活都市」をたいへん重視されていますが、止まらない物価高の中で、苦しい市民生活、広がる格差と貧困、少子化や高齢化など、社会のさまざまな問題を通して、市民生活の実情を見るならば、「上質」と言うよりも、すべての市民が「当たり前」暮らしと暮らすことこそ、市が力を注ぎ実現すべきではないかと思えます。そういう意味で、コンパクトに仕上げられた今回の基本構想案は、めざす熊本市の将来像として、市民にとって実感の湧くものでないと思えます。

第5に、「基本計画」では、「計画の前提」の次に真っ先に出てくるのが、「都市整備の方針」です。先ほど紹介した第5次総合計画の基本計画では、「計画の前提」に続くのは、3つの重点的取組「自立と共生の地域、人々が集う森の都、環境と調和した循環型社会」です。それぞれに3つのリーディングプランが掲げられています。都市整備については、「人々が集う森の都づくり」のリーディングプランの一つとして「多様な交流を支える都市基盤整備」が掲げてあります。

総合計画は、都市マスタープランではありません。名前のとおり、市政の課題を総合的に網羅し、めざす目標として市民に示すものです。「都市整備

方針」を真っ先に掲げれば、都市のあり方が先に決められ、市民生活をそこ<sup>4</sup>に合わせるようになっていきます。特に、今回の都市整備方針では、国の提唱のもとに策定されている立地適正化計画に沿い、示された都市整備のイメージへと、市民生活を誘導するものになっています。そういうことを市民は望んでいません。

第6に、分野別のビジョンでは、質疑で指摘したように

(1) ビジョン6の5に「市民の安心を確保するための社会保障」を掲げながら、実施していく方針の中身は、国民健康保険で保険料の収納率向上・医療費の適正化・国保会計の収支均衡、介護保険の適正化、生活保護では不正受給の防止・公平・適正な運用など、行政側の都合による施策が並び、市民のいのちと健康を守る視点での、安心かつ十分な医療・介護の提供や、困窮する市民が安心して利用につながる生活保護制度の運用などがあります。どうしてこれが、市民安心の社会保障でしょうか。

過去の基本計画では、「各種手当、医療費助成の拡充」「在宅介護・在宅福祉の充実」「国保の人間ドッグに対する助成」「敬老祝金事業の充実」など、市民の安心につながり、喜ばれる施策が記載されていました。そういう考えや施策が今はありません。

(2) ビジョン5の1「カーボンニュートラルの実現」では、成果指標「熊本連携中枢都市圏全体の温室効果ガス排出量の削減率（2013年度比）」で2031年に40%以上となっています。今、世界は2030年までに6割の削減目標達成を掲げ、遅れている日本でも50%削減が目標です。2030年より1年先の目標が、こんなに遅れているのでしょうか。EUの気象情報機関「コペルニクス気候変動サービス」は、今年2月に、昨年2月から今年1月までの1年間の世界の平均気温が史上最高となり、産業革命前の水準を1.52度上回ったと発表しました。「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を1.5度以内に抑えることを目標に、全世界が取り組んできましたが、この目標を上回ったことを受け、「コペルニクス気候変動サービス」副所長のサマンサ・バージェス氏は、「温暖化ガス排出の急速な削減が、世界的な気温上昇を食い止める唯一の方法だ」と指摘しています。こうした指摘を受け止めた成果指標が必要です。

(3) ビジョン 8 「市民に信頼される市役所」では、何より多発する職員不祥事<sup>5</sup>の根絶こそ、市民に見える形で実現してほしいと考えます。そのためには、市長と職員が信頼ある関係を築き職務にあたる必要があります。以前は、市長が時々、職員の執務の現場に出向き声をかけるなど、職員にも寄り添う姿があったと聞きました。市長室にカギをかけて、市民にも職員にも閉ざすのではなく、開かれた市政こそ、「市政の信頼」につながるのではないのでしょうか。

縷々述べてまいりましたが、本市自治基本条例には「日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進する」とその目的が明記され、市政の主人公は市民です。この条例に根拠をおく「基本構想・基本計画」もまた、住民自治の体現でなければなりません。地方自治法に規定された「住民福祉の増進」、その目的の達成のためにこそ、「基本構想・基本計画」があることを申し上げて、討論と致します。